

平成十五年法律第二百八十八号
地方独立行政法人法

目次

第一章 総則	第一節 通則（第一条～第十条）
第二章 役員及び職員（第十二条～第二十条）	第二節 地方独立行政法人評議会（第十一条）
第三章 業務運営	第三節 中期目標等（第二十五条～第三十一条）
第四章 財務及び会計（第三十二条～第四十六条）	第四節 合併に伴う措置（第一百五十四条～第二十条）
第五章 人事管理	第五節 雜則（第二百二十二条～第二百二十七条）

第一節 特定地方独立行政法人（第四十七条～第五十四条）	第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条～第六十六条）
第二節 一般地方独立行政法人（第五十五条～第五十八条）	第七章 公立大学法人に関する特例（第六十八条～第七十条）
第三節 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条～第六十七条の七）	第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第六十七条の八～第六十七条の九）
第四節 特別の規定（第六十七条の十～第六十七条の十二）	第九章 第一節 設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例（第八十七条～第八十七条の三十一）
第五節 特別の規定（第八十七条の四～第八十七条の六）	第十章 第一節 通則（第一百六条～第一百五十五条）

第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条～第六十六条）	第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業の確実な実施を図り、もつて住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。(定義)
第七章 公立大学法人に関する特例（第六十八条～第七十条）	第三条 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いなければならぬ。
第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第六十七条の八～第六十七条の九）	第四条 地方独立行政法人は、その名称中に地方独立行政法人という文字を用いなければならぬ。
第九章 第一節 設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例（第八十七条の三十一～第八十七条の十二）	第五条 地方独立行政法人は、法人とする。
第十章 第一節 通則（第一百六条～第一百五十五条）	第六条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するため必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条～第六十六条）	第七条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合においては総務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。
第七章 公立大学法人に関する特例（第六十八条～第七十条）	第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。(定款)
第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第六十七条の八～第六十七条の九）	第九条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。
第九章 第一節 設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例（第八十七条の三十一～第八十七条の十二）	第十条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。
第十章 第一節 通則（第一百六条～第一百五十五条）	第十一条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

		(登記)	
第九条 地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。		3 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。	
4 地方独立行政法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。		2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者的に対抗することができない。	
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)		3 地方独立行政法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成り立する。	
第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十号)第四条及び第七十八条の規定は、地方独立行政法人について準用する。		第二節 地方独立行政法人評議委員会	
2 評議委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。		第十二条 地方独立行政法人に、役員として、理	
第十三条 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。		事長一人、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、定款で副理事長を置かないことができる。	
2 副理事長は、地方独立行政法人を代表し、一定の定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときははその職務を行う。		第十四条 理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命する。	
3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときははその職務を行う。		1 当該地方独立行政法人が行う事務及び事業に關して高度な知識及び経験を有する者	
4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、設立団体の規則で定めるところにより、理事長及び副理事長が欠員のときははその職務を行なう。		2 前号に掲げる者のほか、当該地方独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営する者である者であつて、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているもののうちから、設立団体の長が任命する。	
5 職員は、いつでも、役員(監事を除く)及び監事は、設立団体の長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。		3 設立団体の長は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募(当該地方独立行政法人の理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公表して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ)の活用に努めなければならない。公募によらない場合であつても、透明性を確保つつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
6 監事は、地方独立行政法人が次に掲げる書類を設立団体の長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。		4 副理事長及び理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。	
7 二 その他設立団体の規則で定める書類		5 理事長は、前項の規定により副理事長及び理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。	
8 同項の報告又は調査を拒むことができる。		第十五条 役員、監事を除く。以下この項において同じ。の任期は、第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)を考慮した上で、中期目標の期間又は四年間のいずれか長い期間内において定期で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。	
9 同項の報告又は調査の結果に基づき、必要があると認めることは、理事長又は設立団体の長に意見を述べることができる。		3 前項に規定するもののほか、設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く)の職務の執行が適切でないため当該地方独立行政法人の業務の実績が悪化した場	

いて「年度計画」という。)を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前」に、前条第一項の認可を受けたとあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十一条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

一次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行つた結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項目各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行ない、その結果を考慮して行わなければならなければならぬ。

設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

設立団体の長は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対し

て、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。
(評価の結果の取扱い等)

の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附屬明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三ヶ月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、当該財務諸表に設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人については、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

3 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般的の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十五条 地方独立行政法人（その資本の額そ他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならぬ。この場合において、会計監査人は、設立団体の規則で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したもの

会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、地方独立行政法人の子法人に対して

会計に関する報告を求め、又は地方独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

二 監査の対象となる地方独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日までとする。

(会計監査人の解任)

設立団体の長は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剩余金の使途に充てることができる。

地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができるものである。

5 地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

(借入金等)

第四十一条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができるとおり、ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合には、当該限度額を超えて短期借入金をすることができること。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行を行うことができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(財源措置)

第四十二条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

2 地方独立行政法人は、その業務の運営に当つては、前項の規定による交付金について、住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、この法律、他の法令、設立団体の条例及び規則、定款並びに認可中期計画に従つて適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

(出資等に係る不要財産の納付等)

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

2 地方独立行政法人は、次に掲げる方

3 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他総務省令で定める有価証券の取得

二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託

4 第四十三条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

5 第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

6 第四十五条 地方独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを設立団体の長に届け出なければならない。

(会計規程)

第四十六条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、地方独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定地方独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第四十七条 特定地方独立行政法人の役員及び職員は、地方公務員とする。

(役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参考し、かつ、他の特定

号四第一項第八条	當人事行政の運	特定地方独立行政法 人の役員の退職管理
第二百六十一号	（八号までに係る部分に限る。）及び第三十八条の二から第三十九条までの規定（これらに係る罰則を含む。）並びに同法第六十条（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第六十三条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	地方公務員法（昭和二十五年法律八百六十一号）第八条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三十八条の二から第三十九条までの規定（これらに係る罰則を含む。）並びに同法第六十条（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第六十三条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

2
の条及び次条において單に「役員」というのは、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第一項第三号の人物費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

二条第十三条の二		第一条第二項									
法人法	地方独立行政	前項	この条	人事委員会を置かない地方公共団体における規則(この条をいう)	人事委員会を設立する地方独立行政法人法第五十条の二において準用する前項	職員若しくは	員	職員(臨時に任用された職員、条件付採用期間中の勤務の職員を除く。)を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。)若しくは	特定地方独立行政法人の役員		
同法	同法	地方独立行政法人法第五十条の二において準用する前項	この条	人事委員会を設立する地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の人事委員会規則(人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則)をいう	人事委員会を設立する地方独立行政法人法第五十条の二において準用する前項	職員(臨時に任用された職員、条件付採用期間中の勤務の職員を除く。)を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。)若しくは	員	職員(臨時に任用された職員、条件付採用期間中の勤務の職員を除く。)を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。)若しくは	特定地方独立行政法人の役員		

(職員の給与)	第五十一条	特定地方独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。	二	特定地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これらを設立団体の長に届け出ると
	第六十五条	第六十六条	第六十七条	第六十八条

ともに、公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。

3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員の給与を参考し、かつ、他の特定地方独立行政法人の職員及び民間事業の従事者の給与、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の会員費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員の勤務時間等)

第五十二条 特定地方独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の規程は、国及び地方公共団体の職員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一 地方公務員法第八条（第一項第四号及び第七項を除く。）、第十四条第二項、第十五条の二第三項、第二十三条规定の二第三項、第二十三条规定の四から第二十六条の三まで、第二十六条规定の五第三項（同法第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。）、第三十七条规定、第三十八条第二項、第三十九条规定及び第四项、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条（第三項中労働基準法（昭和二十二年法律第四号）第十四条第二項、第三十九条规定及び第三项に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条规定及び船員法（昭和二十二年法律第二百号）第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、第五十八条の二並びに第五十八条の三の規定

二 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十一条八号）の規定

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第四条第二項、第七条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条の規定

団体を含む。)の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体(以下この条において「元在職団体」という。)の事務が他の地方公共団体	団体を含む。)の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体(以下この条において「元在職団体」という。)の事務が他の地方公共団体	他の地方公共団体を当該元在職団体	他の地方公共団体	他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の元在職団体の執	行政法人との合併(地方独立行政法人)による地方独立行政法第百六条に規定する合併をいう。)により当該職員であつた者が在職していた「元在職法人(以下この条において「元在職法人」という。)の権利及び義務が他の特定地方独立行政法人(以下この条において「元在職法人」という。)の職員若しくは役員又はこれらに類する者として
行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の元在職団体の執	元在職法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として	法人を当該元在職	他の特定地方独立行政法人を当該元在職	他の特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として	行政法人との合併(地方独立行政法人)による地方独立行政法第百六条に規定する合併をいう。)により当該職員であつた者が在職していた「元在職法人(以下この条において「元在職法人」という。)の権利及び義務が他の特定地方独立行政法人(以下この条において「元在職法人」という。)の職員若しくは役員又はこれらに類する者として

職員に関する外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条及び第七条の規定の適用については、同法第二条第一項中「条例」とあるのは、「設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十号）第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の条例」と、「条例」とあるのは、「設立団体の条例」と、同項第四号中「条例で定めるもの」とあるのは、「設立団体の条例で定めるもの」と、同法第七条中「条例」とあるのは、「地方独立行政法人法第五十一一条第二項に規定する退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準」とする。

職員に関する地方公務員の育児休業等に関する

第五項まで ら第二十 十三条項か	附則第二 十項まで ら第二十 十三条項か	附則第二 十二項	附則第二 十二項	第七号	第六十条	第四十二条 条	
条例	体他 の地方公共團 體	条例	地方公共團體に おける	条例	る地方公共團體	地方公共團體	
例	設立團體の條 例	地 方 公 共 團 體	程 行 政 法 人 の 規 定	特 定 地 方 獨 立 行 政 法 人 の 規 定	設立團體の條 例	設立團體が條 例を定めてい る場合におけ る当該特定地 方獨立行政法	特定地方獨立 行政法人

者」という。)の閲覧に供するため、これをその事務所に備え置かなければならない。

設立団体の長は、前項の規定により資産及び負債に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該資産及び負債に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知り得ている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、設立団体の長による各別の催告は、することを要しない。

第三項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

債権者が第三項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該義務の承継を承認したものとみなす。

債権者が異議を述べたときは、設立団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、第一項の規定により当該義務を承継してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十六条の二 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該設立団体が出资する資金その他の財産の価額の合算額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に相当する金額を当該設立団体が当該移行型地方独立行政法人の設立に際して出んする資金その他の財産の価額から控除して得た額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

前二項に規定する承継される権利に係る財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立の日

第十六條

(職員の引継ぎ等)

第六十六条の三 受入特定地方独立行政法人（特定地方独立行政法人であつて第八条第二項の規定による設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる日（以下「加入日」という。）の前日において現に加入設立団体が行つてゐる業務に相当する業務を加入日以後行うものをいふ。以下この項及び第三項において同じ。）の当該設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる際現に加入設立団体の内部組織で当該受入特定地方独立行政法人が新たに行う業務に相当する業務を行うもののうち当該加入設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、加入日において當該加入設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる際に加入設立団体の内部組織で当該受入特定地方独立行政法人が新たに行う業務に相当する業務を行うもののうち当該加入設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、加入日において當該加入設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる際に加入設立団体の内部組織で当該受入特定地方独立行政法人が新たに行う業務に相当する業務を行うもののうち当該加入設立団体の条例で定めるものの職員となるものとする。

2 第八条第二項の規定による受入一般地方独立行政法人（一般地方独立行政法人であつて加入日の前日において現に加入設立団体が行つてゐる業務に相当する業務を加入日以後行うものをいふ。以下この項において同じ。）の設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる際に加入設立団体の内部組織で当該受入一般地方独立行政法人が新たに行う業務に相当する業務を行うもののうち当該加入設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、加入日において、當該加入一般地方独立行政法人の職員となるものとする。

3 第六十一条から第六十五条までの規定は、前二項の規定により受入地方独立行政法人（受入特定地方独立行政法人及び受入一般地方独立行政法人をいふ。次条において同じ。）の職員となつた者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

により移行型 地方独立行政 法人	により受入地方独立 行政法人
設立団体	加入設立団体
当該移行型地方 独立行政法人の 人の設立	次条第一項又は第二 項に規定する定款の 変更
立行政法人に 立行政法人の 成立の日	受入地方独立行政法 人に 加入日
設立団体	移行型地方独立行政法 人による 加入設立団体
（財産の処分）	
第六十七条 第八条第一項の規定により設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときは、当該財産処分については、設立団体の長が協議して定めるところによる。	第六十条 移行型地方独立行政法 人による 加入日
1 第一項の協議については、各設立団体の長は、あらかじめ評価委員会の意見を聽かなければならぬ。 2 前項の場合においては、設立団体の議決を経なければならない。	第六十一条 第二項の規定による設立団体の議決があつたことをもって第四十二条の二第五項又は第四十四条第二項の規定による設立団体の議会の議決があつたものとみなし、第一項の規定による設立団体の長の協議により定められたことをもつて第四十二条の二第一項若しくは第二項又は第四十四条第一項の設立団体の長の認可を受けたものとみなす。
第六章の三 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（職員の引継ぎ等）	第六章 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする定款の変更を行う場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際に定款変更前の特定地方独立行政法人（以下この章において「定款変更前の法人」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該定款の変更が効力を生ずる日（以下この章において「定款変更日」という。）において、定款変更後の一般

地方独立行政法人（以下「定款変更後の法人」という。）の職員となるものとする。

第六十七条の三 前条の規定により定款変更後の法人の職員となつた者（地方公共団体を任命権者との要請に応じ地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者又は特定地方独立行政法人を任命権者の要請に応じ第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者による特種地方公務員等となるため退職した者に対する同法第二十九条第二項（第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、当該定款変更後の法人の職員を同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

授、助教、講師及び助手をいう。）並びに第七十七条の二第一項の規定により当該大学に附属して設置される同項に規定する学校の校長又は園長及び教員（教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。）を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。

（学長の任期等）

第七十四条 公立大学法人が設置する大学の学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、当該大学に係る選考機関の議を経て、当該公立大学法人の規程で定めるものとする。この場合において、当該公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長となるときは、これらの学長の任期は、同一の期間となるように定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人が設置する大学の学長となるときは、これらの学長の任期は、六年を超えない範囲内において、定款で定めるものとする。

3 学長となる理事長及び副理事長（第七十一条

第七項の規定により副理事長となるものに限り、前項の規定にかかる大学の設置後最初の当該大学の学長の任期は、六年を超えない範囲内において、定款で定めるものとする。

4 公立大学法人の監事の任期は、第十五条第二項の規定にかかわらず、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての要しないものとする。

5 公立大学法人（第七十一条第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものを除く。）の副理事長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 事長の任期は、当該副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理

事の任期は、第十五条第一項の規定にかかる大学の学長の任期は、六年を超えない範囲内において理事の任期は、第六号の規定にかかるわらず、これ

を定款に規定することを要しないものとする。（理事長の解任の特例等）

第七十五条 第十七条第一項（次条において準用する場合を除き、第

十七条第二項及び第三項（これらの規定を次条において準用する場合を含む。）の規定により、学長となる理事長を解任する場合又は学長を別に任命する大学の学長を解任する場合には、当該学長となる理事長が学長である大学又は当該公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長である大学又は当該公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長であるときは、これらの大手に係るすべての選考機関の申出により行うものとする。

（準用）

第七十六条 第十四条第五項、第十五条第三項、第十六条第一項及び第十七条の規定は、学長を別に任命する大学の学長の任命及び解任について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（準用）

第七十七条 第十四条第五項、第十五条第三項、第十六条第一項及び第十七条の規定は、学長を別に任命する大学の学長の任命及び解任について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（準用）

第七十八条 第十四条第五項、第十五条第三項、第十六条第一項及び第十七条の規定は、学長を別に任命する大学の学長の任命及び解任について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（準用）

第七十九条の二 公立大学法人が設置する大学に、当該大学の教育研究上の目的を達成するため、定款で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校（次項において「学校」といふ）を附属させて設置することができる。

2 設立団体の長は、前項の規定により公立大学法人が設置する学校に係るこの法律、他の法令又は設立団体の条例若しくは規則の規定に基づく事務を行なうに当たり、必要と認めるときは、当該設立団体の教育委員会に対し、当該学校における学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

（出資の認可）

第七十七条の三 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならぬ。

（中期目標等の特例）

2 前項に規定する副理事長及び理事の任期は、第八条第一項第六号の規定にかかるわらず、これ

を定款に規定することを要しないものとする。

（理事長の解任の特例等）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条

第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

項 条 第四	その役員	
	副理事長又 は理事	学長を別に任命する 大学の学長

2	公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
3	設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
4	設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
5	公立大学法人に係る中期計画においては、第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。
6	公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。
7	第二十七条の規定は、公立大学法人には、適用しない。
8	（中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例）
9	第一中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績 第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。
10	一 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績 第二中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績 第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。
11	一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績 第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。
12	二 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行なった結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
13	二 第一項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならぬ。

評価委員会は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

評価委員会は、前項の規定による通知を行つたときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第七十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは、「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

（認証評価機関の評価の活用）

評価委員会が公立大学法人について

前条第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行つたときは、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

（長期借入金及び債券発行の特例）

第七十九条の三 公立大学法人は、第四十一条第

四項本文の規定にかかわらず、政令で定める土

地の取得施設の設置若しくは整備又は設備の

設置に必要な費用に充てるため、設立団体の長

の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借

入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠す

る債券（以下この章において「債券」という。）

を発行することができる。

前項に規定するもののほか、公立大学法人は、第四十一条第四項本文の規定にかかわらず、前項の規定による設立団体以外の者からの

長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、

設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債

券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

前二項の規定による債券の債権者は、当該債

券を発行した公立大学法人の財産について他の

債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける權

利を有する。

前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九

年法律第八十九号）の規定による一般の先取特

権に次ぐものとする。

公立大学法人は、設立団体の長の認可を受け

て、債券の発行に関する事務の全部又は一部を

銀行又は信託会社に委託することができる。

会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百

五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定

は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信

託会社について準用する。

前各項に定めるものほか、第一項又は第二

項の規定による設立団体以外の者からの長期借

入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定め

る。

（償還計画）

第七十九条の四 前条第一項又は第二項の規定によ

り、設立団体以外の者から長期借入金をし、

又は債券を発行する公立大学法人は、毎事業年

度、設立団体以外の者からの長期借入金及び債

券の償還計画を立てて、設立団体の長の認可を受けるなければならない。

（土地等の貸付け）

第七十九条の五 公立大学法人は、第二十一

二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該公立大学法人の教育研究水準の一層の向上

上を図るために必要な費用に充てるため、設立

団体の長の認可を受けて、当該公立大学法人の

所有に属する土地、建物その他の土地の定着物

及びその建物に附属する工作物であつて、当該

業務のために、現に使用されておらず、かつ、

当面使用されることが予定されていないものを

貸し付けることができる。

（設立の認可等の特例）

公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。

（第八十条 公立大学法人に関するこの法律の規定の適用）

の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。

（第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例）

（企業の経済性の発揮）

第八十一条 地方独立行政法人で第二十一条第三号に掲げる業務を行うもの（以下この章において「公営企業型地方独立行政法人」という。）は、設立団体に

は、住民の生活の安定並びに地域社会及び地域

経済の健全な発展に資するよう努めるととも

に、常に企業の経済性を發揮するよう努めなければならぬ。

（他業の禁止）

第八十二条 公営企業型地方独立行政法人は、第二十一条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行つてはならない。

（料金及び中期計画の特例）

第八十三条 第二十三条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

（利益及び損失の処理の特例）

第八十四条 公営企業型地方独立行政法人が、毎

事業年度、第四十条第一項に規定する残余の額

の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計

画の第二十六条第六号の剩余金の使途に充てる場合には、第四十条第三項の規定にかかる

わらず、設立団体の長の承認を受けることを要しない。

（財源措置の特例）

第八十五条 公営企業型地方独立行政法人の事業

の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

（二）その性質上当該公営企業型地方独立行政法

人の事業の経営に伴う収入をもつて充てるこ

とが適当でない経費

二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上

能率的な経営を行つてもなおその事業の経営

に伴う収入のみをもつて充てることが客観的

に困難であると認められる経費

二 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費を除き、原則として当該公営企業型地方独立行

政法人的事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならぬ。

（債務の負担）

一 その性質上当該公営企業型地方独立行政法

人の事業の経営に伴う収入をもつて充てるこ

とが適当でない経費

二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上

能率的な経営を行つてもなおその事業の経営

に伴う収入のみをもつて充てることが客観的

に困難であると認められる経費

二 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費を除き、原則として当該公営企業型地方独立行

政法人的事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならぬ。

（権利義務の承継等の特例）

第八十六条 公営企業型地方独立行政法人（移行

型地方独立行政法人であるものに限る。以下こ

の項及び次条において同じ。）は、設立団体に

対し、第六十六条第一項に規定する地方債のう

ち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日

までに償還されていないものに相当する額の債

務を負担する。

前項の規定により負担する債務の償還及び

該債務に係る利子の支払その他の同項の規定に

よる債務の負担に關し必要な事項は、政令で定

める。

（権利義務の承継等の特例）

第八十七条 公営企業型地方独立行政法人に關す

る第六十六条の二第一項及び第二項の規定の適

用については、これらの規定中「負債の価額」

とあるのは、「負債の価額及び第八十六条第一

項の規定により公営企業型地方独立行政法人が

設立団体に対して負担する債務の額」とする。

公営企業型地方独立行政法人が第六十六条第

一項の規定により承継する権利に係る財産の価

額については、当該財産の種類、用途その他の

事項を勘案して時価によることが適當でないと

認めるときは、第六十六条の二第三項の規定に

かかわらず、当該財産の時価によらないことが

できる。

設立団体に対する時価によることが適當でないと

認めるときは、第六十六条の二第三項の規定に

かかわらず、当該財産の時価によらないことが

できる。

（設立団体の数の変更に伴う措置の特例）

項第十第四条	二び文項第及本一条四	項第十第四条	一二条十第三項
次間の目中当額を、金けを承該期	度業の最間の目中年事後	度業毎年事	團設立の長
の期標期	度業の期標	定款く若はし	團設立
次間の目中当額を、金けを承該期	度業の最間の目中年事後	度業毎年事	團設立の長
の期標期	度業の期標	定款く若はし	團設立
を受けた同項に規定する事業	、設立団体勘定（同条第一項の規定により設けられた設立団体申請等関係事務処理業務（第八十七条の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務をいう。次条第一項及び第八十七条の九第三項において同じ。）に係る勘定をいう。以下この条において同じ。）にあつては設立団体の長の承認を受けた金額を翌事業年度に係る認可事業計画（第八十七条の九第一項の認可	、定款若しくは規約	設立団体若しくは関係市町村の長

一六条第十八項第一項	一二条第号第六号	条第十四項	二項第十四項	一条第十四項	会評員会
かのほ	定款若はし	例の団設条体立	る定め	団體設立会評員価	団體設立
及び第八十七条の十二第二項の規定により適用する同法第二百二十七条の規定により徴収する手数料（次項において「関係市町村申請等関係事務手数料」という。）のほか	、定款若しくは規約	設立団体若しくは関係市町村の条例	定める。この場合において、関係市町村申請等関係事務処理業務の実施に關し必要な事項については、設立団体の規則で定める事項を除き、関係市町村の規則で定めることができる	設立団体及び関係市町村 市町村評価委員会	それぞれ評価委員会及び関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合には、設立団体及び当該関係市町村
					設立団体とamp;gt;（当該財産が関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合には、設立団体及び当該関係市町村）

第八 条第 二項		第八 十七条 の規 定によ る總務 大臣又は 都道府 県知事の 認可を受 けようと する場合 に、関係 市町村の 長に対し 、當該 解散の日 を通知す ること。		は設立團 体によ り、いし なで、當 該解散の 日を通知 する。	
第九章 解散及び清算		号 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項 第八項 第九項 第十項 第十一項 第十二項 第十三項 第十四項 第十五項 第十六項 第十七項 第十八項 第十九項 第二十項	第八 条第 二項	第八 条第 二項	第八 条第 二項
（解散）	二 合併 合併により消滅したとき。 二 地方独立行政法人は、解散した場合（前項第一号の規定により解散した場合を除く。次条及び第一百五十三条において同じ。）において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、地方独立行政法人に出資した地方公共団体に対しこれを定款で定めるところにより分配しなければならない。	設立団体の長は、申請等関係事務処理法（関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものに限る。）の解散について、第一項第一号の規定による總務大臣又は都道府県知事の認可を受けようとする場合には、当該解散の日の一定の期間前までに、関係市町村の長に対し、当該認可を受けようとする旨及び当該解散の日を通知しなければならない。	資金 計画 額 度	資金 計画 額及び設立団体申請等関係事務処理業務に係る短期借入金の限度額	しないで、関係市町村申請等関係事務手数料は関係市町村の条例で定めるところにより関係市町村の歳入としないで、関係市町村の歳入としないで、資金計画並びに設立団体申請等関係事務処理業務に係る予算、収支計画及び資金計画

4 前項の一定の期間は、一年を下つてはならない。ただし、あらかじめ関係市町村の長の同意を得たときは、この限りでない。

第八十九条　（清算の開始原因）

には、この条から第百五条までの規定の定めるところにより、清算をしなければならない。

ところにはより、清算をしなければならない。
(清算中の地方独立行政法人の能力)
（解説）「地方独立行政法人へは、（清算）」

第九十条 解散した地方独立行政法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至る

まではなお存続するものとみなす。
（清算人）

第九十一条 地方独立行政法人が解散したときは、理事長、副理事長又は監事、二つ清算人

は、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは

は、この限りでない。

(裁半所による清算人の選任)

ないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人

若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

人を選任することができる
(清算人の解任)

第九十三条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又

は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。

第九十五条 (清算人の職務及び権限)

第九十五条 清算人の職務は、次のとおりとする。

二一 現務の結了 債権の取立て及び債務の弁済

二 三 残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をることができる。

第九十六条 清算人は、その就職の日から二月以
(債権の申出の催告等)

第六一六条 決算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に對して、一定の期間内にその債権の申出をすゞ

に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合に

おいて、その期間は、二月を下ることができるない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算の余す額をもつて旨を付

前項の公告いに、住民者たるの其間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付

記しなければならない。ただし、清算人は、知
れいる債権者を除斥することができない。
3 清算人は、知れている債権者には、各別にそ
の申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第九十七条 前条第一項の期間の経過後に申出を
した債権者は、地方独立行政法人の債務が完済さ
れた後まだ権利の帰属すべき者に引き渡され
ていない財産に対してのみ、請求をすることが
できる。

(裁判所による監督)

第九十八条 地方独立行政法人の解散及び清算
は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必
要な検査をすることができる。

3 地方独立行政法人の解散及び清算を監督する
裁判所は、地方独立行政法人の業務を監督する
官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託する
ことができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判
所に対し、意見を述べることができる。

(清算結果の届出)

第九十九条 清算が結了したときは、清算人は、
その旨を地方独立行政法人の業務を監督する官
庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第一百条 地方独立行政法人の解散及び清算の監督
並びに清算人に関する事件は、その主たる事務
所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属す
る。

(不服申立ての制限)

第一百一条 清算人の選任の裁判に対しては、不服
を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第二百二条 裁判所は、第九十二条の規定により清
算人を選任した場合には、地方独立行政法人が、
当該清算人に対して支払う報酬の額を定めるこ
とができる。この場合においては、裁判所は、
当該清算人及び監事の陳述を聽かなければなら
ない。

(即时抗告)

第一百三条 清算人の解任についての裁判及び前条
の規定による裁判に対しては、即时抗告をする
ことができる。

(検査役の選任)

第一百四条 裁判所は、地方独立行政法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第百二条中「清算人及び監事」とあるのは、「地方独立行政法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(費用の負担)

第一百五条 設立団体は、地方独立行政法人が解散した場合において、その財産をもつて債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない。

第十章 合併

第一節 通則

(合併)

第一百六条 設立団体は、その設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との合併をすることができる。

第一百七条 地方独立行政法人の合併は、次の各号に定める場合に限り、行うことができる。この場合において、合併後存続する地方独立行政法人又はそれぞれ当該各号に定める地方独立行政法人でなければならない。

一 合併をする地方独立行政法人が特定地方独立行政法人のみである場合 特定地方独立行政法人

二 合併をする地方独立行政法人が一般地方独立行政法人

第二節 吸収合併

(吸収合併)

第一百八条 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との吸収合併(地方独立行政法人が他の地方独立行政法人とする合併であつて、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併するもの)をしようとする場合には、吸収合併を承認するべき旨を記載した書類(次項において「吸収合併に関する書類」という。)を作成し、かつ、當該事務所に備え置かなければならない。

三 吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の財務諸表に関する事項として総務省令で定める事項

都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 吸収合併後存続する地方独立行政法人(以下この章において「吸収合併存続法人」といいう。)及び吸収合併により消滅する地方独立行政法人(以下この章において「吸収合併消滅法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地

二 吸収合併がその効力を生ずる日(以下この章において「効力発生日」という。)

三 吸収合併存続法人の定款の変更

2 第百九条 第一百条第一項の認可があつた場合には、吸収合併存続法人は、効力発生日に、吸収合併消滅法人の権利及び義務を承継する。

3 第百十条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併消滅法人は、その事務所に備え置かなければならない。

4 第百十一条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類(次項において「吸収合併に関する書類」という。)を作成し、かつ、当該事務所に備え置かなければならない。

5 第百十二条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

6 第百十三条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

7 第百十四条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

8 第百十五条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

9 第百十六条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

10 第百十七条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

11 第百十八条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

12 第百十九条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

13 第二十条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

14 第二十一条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

15 第二十二条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

16 第二十三条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

17 第二十四条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

18 第二十五条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

19 第二十六条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

20 第二十七条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

21 第二十八条 第一百条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人の債権者(次項、第五項及び第六項において「債権者」という。)の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 吸収合併消滅法人は、前項の規定により吸収合併に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該吸収合併に係る書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

5 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該吸収合併を承認したものとみなす。

6 債権者が異議を述べたときは、吸収合併存続法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(吸収合併の効力の発生)

2 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

3 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

5 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該吸収合併を承認したものとみなす。

6 債権者が異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(吸収合併存続法人の債権者の異議)

2 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

3 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

5 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該吸収合併を承認したものとみなす。

6 債権者が異議を述べたときは、吸収合併存続法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設合併)

2 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

3 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

5 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該吸収合併を承認したものとみなす。

6 債権者が異議を述べたときは、吸収合併存続法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設合併)

2 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

3 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

5 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該吸収合併を承認したものとみなす。

6 債権者が異議を述べたときは、吸収合併存続法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設合併の効力の発生)

2 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

3 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

5 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該吸収合併を承認したものとみなす。

6 債権者が異議を述べたときは、吸収合併存続法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設合併の効力の発生)

2 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

3 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

5 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

		同条第一項		同条第二項	
		第三項		第一項	第二項
		第二十 八條第 五項	第二十 八條第 六項	同條第 五項	同條第 六項
6	吸收合併消滅法人の最終事業年度に係る第三十四条及び第三十五条又は第八十七条の二十の規定により財務諸表等に關し地方独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、吸收合併存続法人が行うものとする。	第七条の十九第二項において準用する場合を含む。)	第八十七条の十第六項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。）	第八十七条の十第五項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。）	第八十七条の十第二項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。）
7	吸收合併消滅法人（申請等関係事務処理法人を除く。次項において同じ。）の最終事業年度における第四十条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、吸收合併存続法人が行うものとする。	（第八十七条の十第六項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））	（第八十七条の十第五項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））	（第八十七条の十第五項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））	（第八十七条の十第二項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））
8	前項の規定による処理において、第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、効力発生日の前日において吸收合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、吸收合併存続法人が行うものとする。この場合において、同条第四項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは、「吸收合併存続法人の効力発生日を含む」と、「当該次の中期目標の期間」とあるのは、「当該中期目標の期間」とする。	（第八十七条の十第六項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））	（第八十七条の十第五項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））	（第八十七条の十第五項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））	（第八十七条の十第二項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））
9	第七項及び前項前段の規定は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものを除く。）である吸收合併消滅法人の最終事業年度における第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理並びに第八十七条の十一の規定により読み替えて適用する第四十条第四項の規定による積立金の処分について準用する。この場合において、前項前段中「中期目標の期間」とあるのは、「最終事業年度」と読み替えるものとする。	（第八十七条の十第六項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））	（第八十七条の十第五項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））	（第八十七条の十第五項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））	（第八十七条の十第二項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））
10	前項の場合における第八十七条の十一の規定の適用については、同条の表第四十条第四項の項目中「翌事業年度に係る」とあるのは、「吸收合併存続法人の効力発生日を含む事業年度に係る」と、「当該翌事業年度」とあるのは、「当該事業年度」とする。	（第八十七条の十第六項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））	（第八十七条の十第五項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））	（第八十七条の十第五項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））	（第八十七条の十第二項（第八十条の十九第二項において準用する場合を含む。））
11	第七項及び第八項前段の規定は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理				

業務を行うものに限る。)である吸収合併消滅法人の最終事業年度における第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第四項の規定による積立金の処分について準用する。この場合において、第八項前段中「中期目標の期間」とあるのは、「最終事業年度」と読み替えるものとする。

12 前項の場合における第八十七条の二十二の規定の適用については、同条の表第四十条第四項の項中「翌事業年度に係る認可事業計画」とあるのは、「吸収合併存続法人の効力発生日を含む事業年度に係る認可事業計画」と、「翌事業年度に係る関係市町村認可事業計画」とあるのは、「当該事業年度に係る関係市町村認可事業計画」と、「当該翌事業年度」とあるのは、「当該事業年度」とする。

(新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等)

13 第百二十条 新設合併消滅法人の新設合併設立法人の成立の日の前日を含む事業年度(以下この条例において「最終事業年度」という。)は、第三十二条第一項の規定にかかるらず、同日に終わるものとする。

2 新設合併消滅法人(公立大学法人及び申請等関係事務処理法人を除く。以下この項において同じ。)の業務の実績に関する第二十八条第一項の規定による評価は、当該新設合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間が同日において終了したものとして、同項第三号に定める事項について、新設合併設立法人が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は、当該新設合併設立法人が行うものとする。

4 前項の場合において、第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は、当該新設合併設立法人に対ししてなされるものとする。

3 この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは、「第七十八条の二第一項第二号」と、前項中「第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令」とあるのは、「最終事業年度」の規定による命令」とあるのは、

務を行ふものを除く。)である新設合併消滅法の最終事業年度における第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理並びに第八十七条の十一の規定により読み替えて適用する第四十条第四項の規定による積立金の処分について準用する。(この場合において、前項前段中「中期目標の期間」とあるのは、「最終事業年度」と読み替えるものとする。

前項の場合における第八十七条の十一の規定の適用については、同条の表第四十条第四項の項中「翌事業年度に係る」とあるのは「新設合併設立法人の成立の日から始まる事業年度に係る」と、当該翌事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

第七項及び第八項前段の規定は、申請等関係事務処理法人(関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものに限る。)である新設合併消滅法人の最終事業年度における第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理並びに第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第四項の規定による積立金の処分について準用する。この場合において、第八項前段中「中期目標の期間」とあるのは、「最終事業年度」と読み替えるものとする。

前項の場合における第八十七条の二十二の規定の適用については、同条の表第四十条第四項の項中「翌事業年度に係る認可事業計画」とあるのは、「新設合併設立法人の成立の日から始まる事業年度に係る認可事業計画」と、「翌事業年度に係る関係市町村認可事業計画」とあるのは「当該事業年度に係る関係市町村認可事業計画」と、「当該翌事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

(報告及び検査)

第一百一十一条 総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体の長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、地方独立行政法人(総務大臣又は都道府県知事にあっては、第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行つた地方独立行政法人に限る。以下この項において同じ。)に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、地方独立行政法人的事務所に立ち入り、業務の状況若しくは

は帳簿、書類その他の必要な物件を検査させる
ことができる。

前項の規定により職員が立入検査をする場合
には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に
にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解してはならな
い。

(違法行為等の是正等)

第百二十二条 設立団体の長は、地方独立行政法
人又はその役員若しくは職員が、不正の行為若
しくはこの法律、他の法令、設立団体の条例若
しくは規則若しくは定款に違反する行為をして
若しくは当該行為をするおそれがあると認める
とき、又は地方独立行政法人の業務運営が著し
く適正を欠き、かつ、それを放置することによ
り公益を害することができる。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による設立
団体の長の命令があつたときは、速やかに当該
行為の是正その他必要と認める措置を講ずる
とともに、当該措置の内容を設立団体の長に報
告しなければならない。

3 総務大臣又は都道府県知事は、地方独立行政
法人（第七条の規定による設立の認可又は第八
条第二項の規定による定款の変更の認可を行つ
た地方独立行政法人に限る。以下この項及び次
項において同じ。）又はその役員若しくは職員
が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の
法令に違反する行為をし、若しくは当該行為を
するおそれがあると認めるとき、又は地方独立
行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、か
つ、それを放置することにより公益を害するこ
とが明白である場合において、特に必要がある
と認めるときは、設立団体又はその長に対し、
第一項の規定による命令その他必要な措置を講
すべきことを求めることができる。

4 総務大臣又は都道府県知事は、前項の規定に
よるほか、地方独立行政法人又はその役員若し
くは職員が、不正の行為若しくはこの法律若し
くは他の法令に違反する行為をし、若しくは當
該行為をするおそれがあると認める場合又は地
方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠
き、かつ、それを放置することにより公益を害す
ることにより公益を害する場合又は地

することができない場合において、緊急を要
するときその他特に必要があると認めると
は、自ら当該地方独立行政法人に対し、当該行
為のは是正又は業務運営の改善のため必要な措置
を講すべきことを命ずることができる。

5 第二項の規定は、前項の規定による命令につ
いて準用する。

6 公立大学法人に関する次の表の上欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす
る。規定の適用については、同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

項目四 第	項目三 第	項目二 第	項目一 第
、若しくは	、若しくは	、若しくは	、若しくは
場合	は、又	は、又	は、又
場合	求め	求め	求め

項目前	公益を害することが明白である場合
命令	是正又は業務運営の改善
求める	是正

第百二十二条の二 設立団体の長その他の執行機
関は、申請等関係事務処理法人に対し、当該執
行機関が担任する申請等関係事務に係る設立団
体申請等関係事務処理業務（以下この章におい
て「担任設立団体申請等関係事務処理業務」と
いう。）に關し必要な情報及び資料の提供又は
指導及び助言を行うものとする。

（申請等関係事務処理法人に対する報告及び検
査の特例）

第百二十二条の三 設立団体の長以外の執行機
関は、担任設立団体申請等関係事務処理業務に
し必要があると認めるときは、申請等関係事務
処理法人に対し、当該担任設立団体申請等関係
事務処理業務に關し報告をさせ、又はその職員
に、申請等関係事務処理法人の事務所に立ち入
り、当該担任設立団体申請等関係事務処理業
務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物
件を検査させることができる。

2 第一百二十二条第二項及び第三項の規定は、前
項の規定による立入検査について準用する。
(申請等関係事務処理法人に対する監督命令)

第百二十二条の四 設立団体の長その他の執行機
関は、第一百二十二条第一項の規定によるほか、
担任設立団体申請等関係事務処理業務に關し必
要があると認めるときは、申請等関係事務処
理法人に対し、監督上必要な命令をすることがで
きる。

（申請等関係事務処理法人に対する停止命令等）

第百二十二条の五 設立団体の長その他の執行機
関は、申請等関係事務処理法人が次の各号のい
ずれかに該当するときは、当該申請等関係事務
処理法人に対し、担任設立団体申請等関係事
務処理業務の全部又は一部の停止を命ずることが
できる。

2	一 当該申請等関係事務処理法人が行う担任設 立団体申請等関係事務処理業務が適正を欠 き、かつ、公益を害していると認めるとき。 二 当該申請等関係事務処理法人が行う担任設 立団体申請等関係事務処理業務がこの法律、 他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は 定款に違反していると認めるとき。
3	一 申設等関係事務処理法人は、前項の規定によ る命令があつた場合を除き、自ら設立団体申請 等関係事務処理業務の全部又は一部を確實に実 施することが困難であると認める場合には、そ の旨を設立団体の長（当該設立団体申請等関係 事務処理業務に係る申請等関係事務を設立団体 の長以外の執行機関が担任する場合には、設立 団体の長及び当該設立団体の長以外の執行機 関）に届け出なければならない。 二 申設等関係事務処理法人は、前項の規定によ る命令があつた場合を除き、自ら設立団体申請 等関係事務処理業務の全部又は一部を適正を保 持するための措置を講ずべきことを命ずる。 三 申設等関係事務処理法人は、前項の規定によ る命令があつた場合を除き、自ら設立団体申請 等関係事務処理業務の全部又は一部を適正を保 持するための措置を講ずべきことを命ずる。 四 前条の規定による命令に違反したとき。 五 申設等関係事務処理法人は、前項の規定によ る命令があつた場合を除き、自ら設立団体申請 等関係事務処理業務の全部又は一部を適正を保 持するための措置を講ずべきことを命ずる。
4	一 申設等関係事務処理法人は、前項の規定によ る命令があつた場合を除き、自ら設立団体申請 等関係事務処理業務の全部又は一部を適正を保 持するための措置を講ずべきことを命ずる。 二 申設等関係事務処理法人は、前項の規定によ る命令があつた場合を除き、自ら設立団体申請 等関係事務処理業務の全部又は一部を適正を保 持するための措置を講ずべきことを命ずる。
5	一 申設等関係事務処理法人は、前項の規定によ る命令があつた場合を除き、自ら設立団体申請 等関係事務処理業務の全部又は一部を適正を保 持するための措置を講ずべきことを命ずる。 二 申設等関係事務処理法人は、前項の規定によ る命令があつた場合を除き、自ら設立団体申請 等関係事務処理業務の全部又は一部を適正を保 持するための措置を講ずべきことを命ずる。
6	一 申設等関係事務処理法人は、前項の規定によ る命令があつた場合を除き、自ら設立団体申請 等関係事務処理業務の全部又は一部を適正を保 持するための措置を講ずべきことを命ずる。 二 申設等関係事務処理法人は、前項の規定によ る命令があつた場合を除き、自ら設立団体申請 等関係事務処理業務の全部又は一部を適正を保 持するための措置を講ずべきことを命ずる。

立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一部を処理しないこととするときは、その旨の告示をしなければならない。ただし、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務が特定の者の申請等に係るものである場合には、当該告示に代えて、当該申請等関係事務を自ら処理するものとし、又は自ら処理する当該申請等関係事務を処理しないこととする旨を、その者に対し、通知することができる。

第一百二十二条の七 第百二十二条の二から前条までの規定は、関係市町村について準用する。(この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二章 算法设计与分析

第一号	第一項第 二条の五	第二百二十 二条の五	担任設立団体 申請等関係事 務処理業務	又は定款
（設立団体が二以上である場合の特例）	第二百二十三 条	設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第 十七条第一項から第三項まで（これらの規定を定め 第七十六条において準用する場合を含む。）、第 十九条の二第二項及び第四項、第二十二条第一 項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び 第二項第一号、第二十六条第一項及び第三项、 第二十八条第一項及び第六项、第三十条第一 項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九 条、第四十条第一項及び第四项、第二十 一条ただし書及び第二項ただし書、第四十二 条の二第一項、第二项、第三项に（書又は写 真）	担任設立団体 申請等関係事 務処理業務	担任関係市町村申 請等関係事務処理 業務
	前条第一 項各号、 第二項及 び第三項	第一百二十 二条の五 第三项	設立団体申 請等関係事 務処理業務	担任設立団体 申請等関係事 務処理業務
	前条第一 項	二条の五	設立団体の長 ／ 設立団体の長 以外	担任設立団体 申請等関係事 務処理業務
	第八十七条の 三第一項	第八十七条の 二	担任設立団体 申請等関係事 務処理業務に 依り	担任設立団体 申請等関係事 務処理業務
		第一項	担任關係市町村申 請等關係事務処理 業務	担任關係市町村申 請等關係事務処理 業務
			担任關係市町村申 請等關係事務処理 業務	担任關係市町村申 請等關係事務処理 業務

項、第四十二条の三、第四十四条第一項、第五十三条項、第五十五条条、第六十七条の八、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第七十七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五项、第七十九条の四、第七十九条の五、第八十七条の八、第八第一項、第八十七条の九第一項及び第四项、第八十七条の十第一項及び第六项、第八十七条の十四第三项（同条第八项において準用する場合を含む）、第八十七条の二十第三项、第一百二十二条第一项並びに第一百二十二条第一项に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

設立団体が二以上である場合において、第六条第四项、第十三条第四项後段及び第六项第二号、第十九条の二第四项、第二十二条第二项、第三十五条第一项並びに第一百二十二条第一项に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

設立団体は、前項の規定により協議して定めようとする場合において、当該事項が第六条第四项、第十九条の二第四项又は第四十四条第一项の規定により条例で定めるものとされている事項であるときは、あらかじめ、それぞれ議会の議決を経なければならない。

第八条第一项各号に掲げる事項のほか、設立団体が二以上である特定地方独立行政法人の定款には、当該特定地方独立行政法人の職員に対していざれの設立団体の条例を適用するかを定めなければならない。

設立団体が二以上である場合における第五十条の二及び第五十三条第三项から第六项までの規定の適用については、第五十条の二の表第三十八条の二第一项の项中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三项に規定する設立団体」とあるのは「条例適用設立団体（地方独立行政法人法第二百二十三条第四项の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体」とあるのは

「条例適用設立団体においては、条例適用設立団体」と、同表第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三の項、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第三項の表第六条第一項の項中「設立団体」（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）とあるの

を改正する法律第二条の規定による改正後の第五十条の二」とする。

(处分等の効力) 前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)の規定に相当の規定があるものは、法令に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置) 第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置) 第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(附則) 第九条 平成二六年六月一三日法律第六号抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則) 第二条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行前に規定するものとみなす。

(経過措置) 第三条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置) 第四条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置) 第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置) 第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できな

いこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされ

される場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの取消しの訴え提起については、なお従前の例による。

(他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(附則) 第十条 平成二八年五月二〇日法律第四号抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則) 第十一条 平成二八年五月二〇日法律第四号抄

(施行期日) 第二条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。

(附則) 第十二条 平成二九年五月二〇日法律第四号抄

(施行期日) 第三条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第十三条 平成二九年五月二〇日法律第四号抄

(施行期日) 第四条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第十四条 平成二九年五月二〇日法律第四号抄

(施行期日) 第五条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第十五条 平成二九年五月二〇日法律第四号抄

(施行期日) 第六条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第十六条 平成二九年五月二〇日法律第四号抄

(施行期日) 第七条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第十八条 平成二九年五月二〇日法律第四号抄

(施行期日) 第八条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第十九条 平成二九年五月二〇日法律第四号抄

(施行期日) 第十条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第二十条 平成二九年五月二〇日法律第四号抄

(施行期日) 第十一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第二十一条 平成二九年五月二〇日法律第四号抄

(施行期日) 第十二条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第二十二条 平成二九年五月二〇日法律第四号抄

(施行期日) 第二十三条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

関するものを規定する変更を行い、総務大臣及び文部科学大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(政令への委任) 新地方独立行政法人法第七十七条の二第二項の規定により地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学に附属して設置される新地方独立行政法人法第七十七条の二第一項に規定する学校の設置のため必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(附則) 第二十四条 平成二八年一二月二日法律第五号抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。

(附則) 第二十五条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第二条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。

(附則) 第二十六条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第三条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第二十七条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第四条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第二十八条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第五条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第二十九条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第六条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第三十条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第七条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第三十一条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第八条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第三十二条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第九条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第三十三条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第十条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第三十四条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第十一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第三十五条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第十二条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第三十六条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第十三条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) (新地方独立行政法人法第七十七条の二第二項の規定により地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学に附属して設置される新地方独立行政法人法第七十七条の二第一項に規定する学校の設置のため必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(附則) 第三十七条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二九年五月二〇日から施行する。

(附則) 第三十八条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第二条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第三十九条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第三条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第四十条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第四条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第四十一条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第五条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第四十二条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第六条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第四十三条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第七条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第四十四条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第八条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第四十五条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第九条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第四十六条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第十条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第四十七条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第十一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第四十八条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第十二条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(附則) 第四十九条 平成二九年五月二〇日法律第五号抄

(施行期日) 第十三条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

で、第七項から第十項まで、第十三項及び第十六項、第五条第一項、第八条、第九条並びに第十二条の規定 平成三十年四月一日
地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置
四条 地方公共団体は、第三号施行日前においても、第三条の規定による改正後の地方独立行政法人法（以下この条において「新地方独立行政法人法」という。）第七条又は第八条第二項の規定の例により、その議会の議決を経て、新地方独立行政法人法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第七十四条第四項に規定する役員の任期を規定した定款を定め、又はこれらの規定に規定する役員の任期に関する定款の変更を行ひ、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたことができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

る設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下この条において同じ。）の長の認可を受けた日以後の新地方独立行政法人法第十九条の二第一項に規定する役員等の行為

議会の議決を経て、設立団体の数を増加させる定款の変更を行い、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずる。

(政令への委任)
第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第四条 地方公共団体は、第三号施行日前においても、
第三条の規定による改正後の地方独立行
置)

6 に基づく損害賠償責任について適用する。
設立団体の議会は、新地方独立行政法人法第十九条の二第四項の条例の制定に関する議決を

るものとする。
12 加入設立団体は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第六十六条の三及び

（施行期日）
号抄則附（令和元年五月三一日法律第一六

査委員の意見を聴くことができる。
附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現
に設立団体の長が第三条の規定による改正前の
地方独立行政法人法（次項において「旧地方独
立行政法人法」という。）第二十五条第一項の
規定により地方独立行政法人に指示している同
項に規定する中期目標（第十三項において「旧
中期目標」という。）は、設立団体の長が新地
方独立行政法人法第二十五条第一項の規定によ
り指示した同項に規定する中期目標とみなす。

第六十六条の四の規定の例により、新地方独立行政法人法第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人に権利及び義務を承継させるために必要な行為をすることができる。
15 新地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に係る第三号施行日を含む事業年度に終了する旧中期目標の期間の終了時までの検討に関する新地方独立行政法人法第七十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「評議委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時までに、特例として認められる場合に限り、中期目標の期間における月額に相当する月額に付ける

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

新地方独立行政法人法第十三条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十三条の二、第十五条の三、第三十五条第一項から第四項まで並びに第三十五条の二の規定は、第三号施行日前に生じた事項についても適用する。

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に地方独立行政法人が旧地方独立行政法人法第二十六条第一項の規定により認可を受けている同項に規定する中期計画（次項において「旧中期計画」という。）は、新地方独立行政法人法第二十六条第一項の認可を受けた同項に規定す

¹⁴ 地方公共団体は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第七条、第二十一条第五号、第八十七条の五、第八十七条の十一及業務の実績に関する評価を行ったときは、当該「公立大学法人」とあるのは、「公立大学法人」とする。

第十二条第一項及び第五項、第十二条の二、第四項並びに第十二条の四第四項の改正規定、同法第二章中第十五条の次に三条を加える改正規定、同法第十九条の次に一條を加える改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十一条の改正規定（すべて）を「全

4 に地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいふ。以下この条において同じ。）の役員である者の任期（補欠の地方独立行政法人の役員の任期を含む。）については、新地方独立行政法人法第十五条第一項及び第二項並びに第七十四条第四項の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

9 る中期計画（次項において「新中期計画」とい
う。）とみなす。

前項の規定により旧中期計画が新中期計画と
みなされる場合における第三号施行日を含む事
業年度に係る新地方独立行政法人法第二十七条
第一項の規定の適用については、同項中「毎事
業年度の開始前に、前条第一項の認可を受け
た」とあるのは、「地方自治法等の一部を改正

第三百一十九条の二 第一百一十七条の二及び
五百四百二十三条第四項の規定の例により、新地
方独立行政法人法第八十一条第一項に規定
する申請等関係事務処理法人（次項において
「申請等関係事務処理法人」という。）の設立に
ついて、その議会の議決を経て、新地方独立行
政法人法第二十一条第五号に掲げる業務及びこ
れに附帯する業務を規定した定款を定め、総務
大臣又は都道府県知事の認可を受けることによ
り、新地方独立行政法人が設立される。

て」に改める部分に限る)、同条を同法第十二条の四とする改正規定、同法第三章に三条を加える改正規定(第二十一条の三第五項の表第十二条第五項の項、第十二条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項に係る部分を除く)並びに同法第二十四条、第三十条の五十一、第三十六条の二第一項、第三十七条规定の一部を削除する規定。

事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、第三号施行日の翌日以後最初に任命される地方独立行政法人の監事（補欠の地方独立行政法人の監事を除く。）の任期に係る新地方独立行政法人法第十五条第二項の規定の適用については、同項中「理事長の任期（補欠の

する法律（平成二十九年法律第五十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後遅滞なく、同法附則第四条第八項の規定により前条第一項の規定による認可を受けたとみなされる」とする。

新地方独立行政法人法第二十八条、第七十八

第三号実行日から生ずるものとする。

13 地方独立行政法人法第六十六条の規定により同法第六十一条に規定する移行地地方独立行政法人（申請等関係事務処理法人であるものに限る。）に権利及び義務を承継させるために必要とする。この場合、當該認可の効力は、

七条第一項、第四十一条、第四十六条第二号及び第四十八条第一項の改正規定並びに第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六条规定及び同法第七十九条に一項を加える改正規定並びに附則第四条第一項、

理事長の任期を含む。以下この項において同じ。)に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長」とあるのは、「任命の日から、同日において地方独立行政法人の理事長である者」とする。

条の二及び第七十九条の規定は、第三号施行日の前日に終了した事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価についても適用する。

11 設立団体及び新たに設立団体となる地方公共団体（以下この項及び次項において「加入設立

10 な行為は、第三号施行日前においても行うこと
ができる。

規定は、同項の規定による業務方法書の定めを設ける当該業務方法書の作成又は変更について地方独立行政法人法第二十二条第一項の規定に

「団体」という。)は、第三号施行日前においても、新地方独立行政法人法第八条第二項の規定の例により、当該設立団体及び加入設立団体の

あるのは「第六項第一号」と、同条第三項中「第六条第四項、第十九条の二第四項」とあるのは「第六条第四項」とする。

附則（令和元年五月三一日法律第一七号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第百二十条の次に七条を加える改正規定、

第一百二十四条の改正規定（「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。）、第百二十八条から第百三十条までの改正規定、第百三十七条を改め、同条を第百三十九条とする改正規定（第百三十七条を改め、同条を第百三十四条を改め、並びに附則第七条から第十条まで及び第十四条を改める部分に限る。）及び第百三十九条を改め、同条を第百三十五条とする改正規定（第百三十三条を改める部分に限る。）、第百三十六条を改め、並びに附則第七条から第十条まで及び第十四条を改める部分に限る。）の規定、公

布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定並びに附則第六条（別表第一「健康増進法（平成十四年法律第三百三号）」の項の改正規定に限る。）及び第八条の規定、公布の日から起算して三月を経過した日

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の次に七条を加える改正規定（「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。）、第百二十八条から第百三十条までの改正規定、第百三十七条を改め、同条を第百三十九条とする改正規定（第百三十七条を改め、同条を第百三十四条を改め、並びに附則第七条から第十条まで及び第十四条を改める部分に限る。）及び第百三十九条を改め、同条を第百三十五条とする改正規定（第百三十三条を改める部分に限る。）、第百三十六条を改め、並びに附則第七条から第十条まで及び第十四条を改める部分に限る。）の規定、公

布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）

(罰則に関する経過措置)

出資に関するものを規定する変更を行い、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するものは、政令で定める。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から八条、第百三十九条、第百六十一条から第百六十三条まで、第百六十六条、第百六十九条、第百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第二号の改正規定に限る。）並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定、公布の日から起算して六月を経過した日

（政令への委任）

二から六まで 略

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定及び同法第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一

条を加える改正規定を除く。）第49条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第一百二十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（条例を含む。）を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十七条の規定により、その議会の議決を経て、第四条の規定による改正後の同法第二十一条第一号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定した定める日

(罰則に関する経過措置)

規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後についた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月二八日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条及び第四条の規別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五

条、第四十七条及び第五十五条（行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律別表第一及び別表第二の改

正規定（同表の一七七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第

五十九条から第六十三条规定、第六十七条及

び第七十一条から第七十三条までの規定、公

布の日

（政令への委任）

二から六まで 略

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十七条の二を同法第七十七条の三とし、同法第七十七条の次に一

条を加える改正規定を除く。）第49条及び

第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第一百二十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（条例を含む。）を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十七条の規定により、その議会の議決を経て、第四条の規定による改正後の同法第二十一条第一号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定した定める日

(罰則に関する経過措置)

規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後についた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

（政令への委任）

第七十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年五月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定、公布の日

（政令への委任）

二から六まで 略

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十七条の二を同法第七十七条の三とし、同法第七十七条の次に一

条を加える改正規定を除く。）第49条及び

第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第一百二十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（条例を含む。）を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十七条の規定により、その議会の議決を経て、第四条の規定による改正後の同法第二十一条第一号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定した定める日

(罰則に関する経過措置)

（附則第一号抄）

（政令への委任）

附 則 (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭厅設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の國の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の國の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により従前の國の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の國の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

号)抄
附 則（令和四年六月二二日法律第七七

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

中期計画に新地方独立行政法人法第七十八条第五項に規定する指標（次項において「指標」という。）を現に定めている場合には、前三項の規定にかかるらず、同条第五項の規定は施行日から、同条第七項の規定は施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画から、新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は当該翌事業年度に受けける評価委員会の評価から、それぞれ適用する。

明書若しくは除籍証明書の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行又は戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二

墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）による埋葬、火葬又は改葬

の許可に関する事務であつて総務省令で定められるもの

三

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）による犬の登録又は注射済票の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五

地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）による証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年法律第三百十九号）による中長期在留者の住

居地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八百八十五号）による臨時運行の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年法律第三百十九号）による中長期在留者の住

居地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九

国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百四十一号）による保険給付の支給に関する事務（当該支給を除く。）であつて総務省令で定めるもの

十

国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除若しくは納付に関する事務（当該支給及び免除を除く。）であつて総務省令で定めるもの

十一

母子保健法（昭和四十年法律第一百四十一号）による妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出又は養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務（当該給付及び支給を除く。）であつて総務省令で定めるもの

十二

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）による住民基本台帳及び戸籍の附表

（以下この条において「評議委員会」という。）

第二条 附則第十一条の規定（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布の日又は当該各号に定める法律の施行の日（以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の國の機関がした認定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。）の規定により従前の國の機関がした認定、指定その他の行為とみなす。（令和四年法律第七七六号）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月八日法律第十九

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方独立行政法人法の一改正に伴う経過措置）

（施行期日）

第一条 第五条の規定による改正後の地方独立行政法人法（以下この条において「新地方独立行政法人法」という。）第七十八条第五項の規定は、地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この条において「公立大学法人」という。）に係る令和六年四月一日以後に開始する同法第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る同法第二十六条第一項に規定する中期計画（以下この条において「中期計画」という。）に係る令和六年四月一日以後に開始する同法第二十五条第七項の規定による中期目標の期間に係る中期計画については、なお従前の例による。

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。たゞ、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和二年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定（この法律の公布の日（その他の経過措置の政令への委任））

（施行期日）

第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

（施行期日）

第一条 第四十六条第一項に規定する評議委員会（以下この条において「評議委員会」という。）

（施行期日）

第一条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による戸籍謄本等、除籍謄本等、戸籍証

（別表（第二十一条関係））

（施行期日）

第一条 戸籍法（昭和四十年法律第一百四十一号）による妊娠の届出、母子健康手帳の交

付、低体重児の届出又は養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務（当該給付及び支給を除く。）であつて総務省令で定めるもの

（十二）

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）による住民基本台帳及び戸籍の附表

- に関する事務（住民基本台帳及び戸籍の附票の作成並びに除票及び戸籍の附票の保存を除く。）であつて総務省令で定めるもの
- 十三 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務（当該支給を除く。）であつて総務省令で定めるもの
- 十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）による特別永住許可、特別永住者証明書の交付又は特別永住者からの届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十六 介護保険法（平成九年法律第二百三号）による保険給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）による個人番号カード用署名用電子証明書の発行、個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行又はこれらが効力を失つていないことその他の事項の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）による個人番号の指定又は個人番号カードの交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十九 都道府県知事又は指定都市の長が作成する知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報記載した手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十 市町村長が作成する印鑑に関する証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十一 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事務
- 二十二 前各号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく条例の規定による申請等以外の申請等の受理、当該申請等に対する処分その他の当該申請等の処理に関する事務のうち、条例で定めるもの

- 二十三 前各号に掲げる事務に係る地方自治法第二百二十七条の規定による手数料の徴収
- 二十四 第一号から第二十二号までに掲げる事務に係る行政手続法による同法第二条第三号に規定する申請に対する同条第二号に規定する处分に関する行政庁が行うこととされる事務であつて総務省令で定めるもの
- 備考 総務大臣は、次の各号に掲げる総務省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 一 第一号、第八号及び第十五号の総務省令 法務大臣
- 二 第二号から第四号まで、第六号、第九号、第十号、第十四号、第十六号及び第十九号の総務省令 厚生労働大臣
- 三 第七号の総務省令 國土交通大臣
- 四 第十一号、第十三号及び第十八号の総務省令 内閣総理大臣